

麻薬及び向精神薬取締法

< 麻薬取扱者 >

種別	条 項	法令の定め	審査基準
法	2	免許申請 1. 麻薬卸売業者：麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者	
法	34	I. 構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	(保管設備) 業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備（麻薬金庫）を設置すること。 麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備の基準について (昭和56.8.14薬発第780号通知より) 1. 常時監視のできる警備体制が具備されていること。 2. 人目につかない非常ベルの設置があること。 3. 天井の高さは180センチメートル、床面積は3.3平方メートル以上であること。 4. 天井及び壁は原則として鉄筋コンクリートで、厚さは20センチメートル以上であること。 5. 出入口に鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは9センチメートル以上で内部に不燃材料をつめてあること。 6. 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分講ずること。 7. 上記と同等又は同等以上の設備を有すること。
法	3	II. 要件 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する薬局開設者又は医薬品販売業者であること。 3 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 (4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 (6) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの	

種別	条 項	法令の定め	審査基準
則	1 -2	<p>法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	
則	1	<p>免許申請手続き 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬卸売業者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。</p>	<p>以下の書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 麻薬卸売業者免許申請書</li> <li>2. 申請書が法人であるときは登記事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの）</li> <li>3. 申請者が法人であるときは役員の業務分掌表</li> <li>4. 業務を行う役員の診断書（申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。）</li> <li>5. 業務所平面図（保管場所を明示すること）</li> <li>6. 保管庫の図面（麻薬貯蔵設備基準の適合を示すもの）</li> </ol>
法	5	<p>免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。</p>	